

「石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）及び規則（案）」の概要

1 趣旨

本県が開発した特色ある農林水産物のブランド化の推進のためには、ブランド品目の生産に必要な栽培技術を研鑽・継承するとともに、種苗を厳格に管理し、不正な流出を防止することにより消費者の信頼・市場の評価を高めていくことが重要。

そのため、「石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例」（以下、条例）を改正し、栽培技術の研鑽・継承及び種苗の管理の意義等を規定するとともに、規則を制定し、種苗を利用する生産者の範囲や管理方法等を規定する。

2 概要

（１）条例の主な改正内容（案）

- ① 県及び生産者が相互に協力して、ブランド品目の生産に必要な技術の研鑽及び継承に努めるとともに、ブランド品目の種苗を厳格に管理し、種苗の不正な流出の防止を徹底する旨を規定
- ② 県が種苗法に基づく育成者権を有するブランド品目の種苗を、生産者に利用させる場合は種苗法に基づく通常利用権を設定する旨及びその内容（第三者への種苗の譲渡禁止等）を規定
- ③ 育成者権の侵害又は侵害のおそれのある行為があった場合は、県が当該行為を行う者に対して、種苗法に基づく措置等を講ずる旨及びその内容を規定

（２）規則の主な規定内容（案）

- ① 県が通常利用権を設定する対象について、県内の生産者に限る旨を規定
- ② 県が設定する通常利用権の内容として、生産者から第三者への技術の内容の開示・譲渡の制限、種苗の譲渡の制限、種苗の管理方法を定める旨及び当該管理方法の内容（剪定した枝を粉碎・焼却等）を規定